

鳥取県告示第 1067 号

境港管理組合同規約の一部が次のとおり変更されたので告示する。

平成 19 年 12 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

境港管理組合同規約の一部を変更する規約

境港管理組合同規約の一部を次のように変更する。

次の表の変更後の欄中下線が引かれた部分を加える。

変 更 後	変 更 前
<p>(その他)</p> <p>第18条 組合は、前条第2項第1号の規定によりそれぞれの県が経費を負担した施設（国直轄事業による施設及び地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）<u>第37条第7号の港湾整備事業に係る施設を除く。</u>）より生ずる収入を、当該経費を負担した県に還付するものとする。</p>	<p>(その他)</p> <p>第18条 組合は、前条第2項第1号の規定によりそれぞれの県が経費を負担した施設（国直轄事業による施設を除く。）より生ずる収入を、当該経費を負担した県に還付するものとする。</p>

附 則

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。